輸入畜産物消毒における危害防止対策要領について

平成３年12月27日　３動検甲第1688号

輸入畜産物の消毒については、「附属機関等総合実態調査―検査検定機関（III）動植物検疫関係―結果（勧告）について」（平成３年６月21日付け３動検甲第773号）により通知したとおり、輸入貨物の消毒義務は家畜伝染病予防法第23条第１項の規定により所有者が実施することを推進する必要がある旨勧告を受け、これにより「輸入畜産物の消毒実施要領」（平成３年12月27日付け３動検甲第1686号）を定めたところである。

これに伴い、同要領の６に規定する「輸入畜産物消毒における危害防止対策要領」を別添のとおり定めたので、了知の上、関係者に周知し、本要領に基づく危害防止が的確に実施されるよう関係者を指導されたい。

別　添

輸入畜産物消毒における危害防止対策要領

１　目的

輸入畜産物の消毒実施要領（平成３年12月27日付け３動検甲第1686号）に基づき消毒を実施する輸入者(または管理者)、くん蒸業者、関係する荷役業者及びはしけ関係者の危害防止を目的としてこの要領を定める。

２　定義

この要領で輸入畜産物消毒実施者（以下、「消毒実施者」という。）とは、「輸入畜産物消毒講習要領」（平成３年12月27日付け３動検甲第1687号）に基づく輸入畜産物消毒講習を受講した者とする。

３　消毒実施者の事務

(1) 輸入畜産物消毒に係る消毒技術及び危害防止対策に関すること。

(2) 輸入畜産物消毒に係る保護具及び消毒器材の管理に関すること。

(3) 輸入畜産物消毒に係る健康管理（医療機関との連携等）に関すること。

４　天幕ホルムアルデヒドガス（以下「ＦＧ」という。）くん蒸消毒に関する危害防止対策

(1) くん蒸を認める場合の条件

ア　当該くん蒸が行われる場所は、動物検疫所又は法第40条第３項の規定に基づく検査の場所であって、くん蒸を行う上で危害防止上安全と認められた場所であること。

イ　くん蒸を実施する者は、消毒実施者であること。

ウ　防毒マスク、天幕、救急薬品等のくん蒸器材が整備されている者であること。

(2) くん蒸作業に係る措置

当該くん蒸を実施する場合には、以下の注意事項を遵守すること。

なお、当該注意事項遵守についての責任者は、消毒実施者とする。

ア　くん蒸前

(ア) くん蒸の実施方法、ガスの特性、中毒症状及び緊急事態発生の際の措置(応急手当、医師の連絡等)等危害防止上必要な事項をあらかじめくん蒸場所の所有者(管理者を含む。以下同じ。) 及び荷役業者等に十分説明しておくこと。

(イ) 投薬時刻、開放時刻及び荷役開始可能時刻の相互間の連絡方法について、あらかじめくん蒸場所の管理者、荷役業者及び消毒実施者の間で協議すること。

(ウ)くん蒸作業は、家畜防疫官の指示に従い実施すること。

(エ)密封及び目張りの実施とその確認を完全に行うこと。

(オ)くん蒸場所の周囲に家畜防疫官及びくん蒸作業に従事する者以外の者がいないことを確認すること。

(カ)天幕には、「くん蒸実施中・立入禁止」の表示を行うこと。

(キ)くん蒸器材及び救急器材の点検を行うこと。

イ　くん蒸中

(ア)くん蒸作業に従事する者は、必ず防毒マスクを着用し、投薬前後の人数を確認すること。

(イ)投薬は、天幕の外部から行うこと。

(ウ)投薬後は、速やかに天幕を閉め、天幕の破損及び天幕の裾部からのガス漏洩の有無を点検すること。ガス漏れを認めた場合は、速やかに防止措置を確実に講ずること。

ウ　ガス開放時

(ア)周囲にＦＧが排出されることをくん蒸場所の管理者等に知らせるとともに、社団法人日本産業衛生学会が勧告した許容濃度(以下、「許容濃度」という。)以上のガスが拡散される可能性のある範囲については立入りを禁止し、その旨を表示すること。

(イ)周囲の作業状況を考慮し、安全を確認して開放すること。なお、通常は四隅の裾をあけ、ガス濃度を低めてから全部開放するよう注意すること。

(ウ)開放実施者は、必ず防毒マスクを着用すること。

エ　解放後

(ア)ガス濃度が許容濃度以下になったことを確認した後、荷役作業を行わせること。

(イ)「くん蒸実施中・立入禁止」の表示は、開放後安全が確認され次第、必ず撤去すること。

5　はしけＦＧくん蒸消毒における危害防止対策

(1) くん蒸を認める場合の条件

ア　当該くん蒸を実施するはしけは、原則として鉄製であって、居住場所として使用されていないものであること。又は、居住者の入室できない措置を講じられているものであること。

イ　投薬開始から解放後安全が確認されるまでの間、はしけ内居住者を全員下船させうること。

ウ　指定港内であって家畜防疫官が危害防止上安全と認めて指示した場所に繁留されること。

エ　くん蒸を実施する者は、消毒実施者であること。

オ　防毒マスク、天幕、救急薬品等器材が十分整備されている者であること。

(2) くん蒸作業に係る措置

当該くん蒸を実施する場合には、以下の注意事項を遵守すること。

なお、当該注意事項遵守についての責任者は、消毒実施者とする。

ア　くん蒸前

(ア) くん蒸の実施方法、ガスの特性、中毒症状及び緊急事態発生の際の措置(応急手当、医師の連絡等)等危害防止上必要な事項をあらかじめくん蒸場所の所有者及び荷役業者に十分説明しておくこと。

(イ) 投薬時刻、解放時刻、はしけ内への立入りの可能時刻及び荷役開始可能時刻の相互間の連絡方法について、あらかじめはしけ所有者、はしけ居住者及び荷役業者の間で協議すること。

(ウ)くん蒸作業は、家畜防疫官の指示に従い実施すること。

(エ)密閉及び目張りの実施とその確認を完全に行うこと。

(オ)はしけ内及びその周囲に家畜防疫官及びくん蒸作業に従事する者以外の者がいないことを確認すること。

(カ)当該はしけには、「くん蒸実施中・立入禁止」の表示を行い、かつ、周囲から判然と判る高さに「くん蒸実施中・立入禁止」の表示板を立てること。

(キ)くん蒸器材及び救急器材の点検を行うこと。

イ　くん蒸中

(ア)くん蒸作業に従事する者は、必ず防毒マスクを着用し、投薬前後の人数を確認すること。

(イ)投薬は、安全確保の上からはしけの外部から行うことが望ましいが、やむを得ず内部で行う場合には、退路等確保の上実施すること。

(ウ) 投薬後は、速やかに密封し、天幕の破損及びガス漏洩の有無を綿密に点検すること。ガス漏れを認めた場合には、速やかに防止措置を確実に講ずること。

(エ)はしけに被覆した天幕が破損しないように防護処置をとること。

ウ　ガス解放時

(ア)当該はしけの周囲にＦＧが排出されることを隣接のはしけ関係者、荷役関係者等に知らせるとともに、許容濃度以上のガスが拡散される可能性の範囲については、立入禁止とすること。

(イ)風向、人の有無及びはしけの周囲における作業状況等を考慮し、安全を確認して開放すること。

(ウ)開放は、風下から順次に行うこと。

(エ)開放作業に従事する者は、必ず防毒マスクを着用すること。

エ　開放後

(ア) 船艙、居住区及び物置内のガス濃度が許容濃度以下を確認してから、はしけ居住者のはしけ内入居及び荷役を行わせること。

(イ)「くん蒸実施中・立入禁止」の表示は、開放後安全が確認され次第、必ず撤去すること。

6　倉庫ＦＧくん蒸消毒における危害防止対策

(1) くん蒸を認める場合の条件

ア　当該くん蒸を実施する倉庫は、動物検疫所又は法第40条第３項の規定に基づく畜産物の輸入検査の場所にあって、その場所は、くん蒸を行う上で危害防止上安全と認められる場所であること。

イ　くん蒸を実施する者は、消毒実施者であること。

ウ　防毒マスク、救急薬品等のくん蒸器材及び救急器材が十分整備されている者であること。

(2) くん蒸作業に係る措置

当該くん蒸を実施する場合には、以下の注意事項を遵守すること。

なお、当該注意事項遵守についての責任者は、消毒実施者とする。

ア　くん蒸前

(ア)くん蒸の実施方法、ガスの特性、中毒症状及び緊急事態発生の際の措置(応急手当、医師への連絡等)等危害防止上必要な事項をあらかじめくん蒸施設の所有者及び荷役業者に十分説明しておくこと。

(イ) 投薬時刻、開放時刻及び荷役開始可能時刻の相互間の連絡方法について、あらかじめ倉庫の管理者、荷役業者及び消毒実施者の間で協議すること。

(ウ)くん蒸作業は、家畜防疫官の指示に従い実施すること。

(エ)倉庫内及びその周囲に家畜防疫官及びくん蒸作業に従事する者以外の者がいないことを確認すること。

(オ)人の出入りする恐れのある箇所には、「くん蒸実施中・立入禁止」の表示をすること。

(カ)開孔部を完全に密封し、その確認を行うこと。

(キ)くん蒸器材及び救急器材の点検を行うこと。

イ　くん蒸中

(ア)くん蒸作業に従事する者は、必ず防毒マスクを着用し、投薬前後の人数を確認すること。

(イ)投薬を内部で行う場合には、退路等の確保の上実施すること。

(ウ)投薬後は、速やかに閉扉し、ガス漏れの有無を綿密に点検すること。ガス漏れを認めた場合は、速やかに防止措置を確実に講ずること。

ウ　ガス開放時

(ア) 周囲にＦＧが排出されることを倉庫及び荷役の関係者等に知らせるとともに、許容濃度以上のガスが拡散される可能性のある範囲については立入りを禁止し、その旨を表示すること。

(イ)開放作業に従事する者は、必ず防毒マスクを着用すること。

エ　開放後

(ア)ガス濃度が許容濃度以下になったことを確認した後、荷役作業を行わせること。

(イ)「くん蒸実施中・立入禁止」の表示は、開放後安全が確認され次第、必ず撤去すること。

7　コンテナＦＧくん蒸消毒における危害防止対策

(1) くん蒸を認める場合の条件

ア　当該くん蒸を行われる場所は、動物検疫所又は法第40条第３項の規定に基づく畜産物の輸入検査の場所にあって、くん蒸を行う上で危害防止上安全と認められる場所であること。

イ　くん蒸を実施する者は、消毒実施者であること。

ウ　防毒マスク、救急薬品等の救急器材が十分整備されている者であること。

(2) くん蒸作業に係る措置

当該くん蒸を実施する場合には、以下の注意事項を遵守すること。

なお、当該注意事項遵守についての責任者は、消毒実施者とする。

ア　くん蒸前

(ア)くん蒸の実施方法、ガスの特性、中毒症状及び緊急事態発生の際の措置(応急手当、医師への連絡等)等危害防止上必要な事項をあらかじめくん蒸場所の所有者及び荷役業者等に十分説明しておくこと。

(イ)投薬時刻、開放時刻及び荷役開始可能時刻の相互間の連絡方法について、あらかじめ当該コンテナの管理者、荷役業者（コンテナ輸送者を含む。）及び消毒実施者の間で協議すること。

(ウ)くん蒸作業は、家畜防疫官の指示に従い実施すること。

(エ)くん蒸場所の近くに家畜防疫官及びくん蒸作業に従事する者以外の者がいないことを確認すること。

(オ)通気孔を完全に密封し、その確認を行うこと。

(カ)コンテナには、「くん蒸実施中・立入禁止」の表示を行うこと。

(キ)くん蒸器材及び救急器材の点検を行うこと。

イ　くん蒸中

(ア)くん蒸作業に従事する者は、必ず防毒マスクを着用し、投薬前後の人数を確認すること。

(イ)投薬は、コンテナの外部から行うこと。

(ウ)投薬後は、速やかに閉扉し、ガス漏洩の有無を点検すること。ガス漏れを認めた場合は、速やかに防止措置を確実に講ずること。

ウ　ガス開放時

(ア)周囲にＦＧが排出されることをコンテナ及び荷役(輸送)関係者に知らせるとともに、その許容濃度以上のガスが拡散される可能性のある範囲については立入りを禁止すること。

(イ)周囲の作業状況を考慮し、安全を確認して開放すること。

(ウ)開放実施者は、必ず防毒マスクを着用すること。

エ　開放後

(ア)ガス濃度が許容濃度以下になったことを確認した旨、コンテナ及び荷役(輸送)関係者に知らせること。

(イ)「くん蒸実施中・立入禁止」の表示は、開放後安全が確認され次第、必ず撤去すること。

8　ＳＫガスくん蒸消毒に関する危害防止対策

(1)　くん蒸を認める場合の条件

ア　当該くん蒸を実施する施設は、動物検疫所又は法第40条第３項の規定に基づく畜産物の輸入検査の場所にあって、その場所は、くん蒸を行う上で危害防止上安全と認められる場所であること。

イ　くん蒸を実施する者は、消毒実施者であること。

ウ　防毒マスク、救急薬品等の救急器材が十分整備されている者であること。

(2) くん蒸作業に係る措置

当該くん蒸を実施する場合には、以下の注意事項を遵守すること。

なお、当該注意事項遵守についての責任者は、消毒実施者とする。

ア　くん蒸前

(ア)くん蒸の実施方法、ガスの特性、中毒症状及び緊急事態発生の際の措置(応急手当、医師への連絡等)等危害防止上必要な事項をあらかじめくん蒸場所の所有者及び荷役業者に十分説明しておくこと。

(イ)投薬時刻、開放時刻及び荷役開始可能時刻の相互間の連絡方法について、あらかじめ家畜防疫官、管理者及び消毒実施者との間で協議すること。

(ウ)くん蒸作業は、家畜防疫官の指示に従い実施すること。

(エ)ＳＫ消毒施設内及びその周囲に家畜防疫官及びくん蒸作業に従事する者以外の者がいないことを確認すること。

(オ)人の出入りする恐れのある箇所には、「くん蒸実施中・立入禁止」の表示をすること。

(カ)くん蒸器材及び救急器材の点検を行うこと。

イ　くん蒸中

(ア)くん蒸作業に従事する者は、必ず防毒マスクを着用し、投薬前後の人数を確認すること。

(イ)投薬後は、ガス漏れの有無を綿密に点検すること。ガス漏れを認めた場合は、速やかに防止措置を確実に講ずること。

ウ　ガス開放時

(ア)周囲にＦＧが排出されることを荷役等の関係者に知らせるとともに、許容濃度以上のガスが拡散される可能性のある範囲については立入りを禁止し、その旨を表示すること。

(イ)開放作業に従事する者は、必ず防毒マスクを着用すること。

エ　開放後

(ア)ガス濃度が許容濃度以下になったことを確認した後、荷役作業を行わせること。

(イ)「くん蒸実施中・立入禁止」の表示は、開放後安全が確認され次第、必ず撤去すること。

9　酸化エチレンガス（以下「ＥＯガス」という。）くん蒸消毒に関する危害防止対策

(1) くん蒸を認める場合の条件

ア　当該くん蒸を実施する施設は、動物検疫所又は法第40条第３項の規定に基づく畜産物の輸入検査の場所にあって、その場所は、くん蒸を行う上で危害防止上安全と認められる場所であること。

イ　くん蒸を実施する者は、消毒実施者であること。

ウ　防毒マスク、救急薬品等の救急器材が十分整備されている者であること。

(2) くん蒸作業に係る措置

当該くん蒸を実施する場合には、以下の注意事項を遵守すること。

なお、当該注意事項遵守についての責任者は、消毒実施者とする。

ア　くん蒸前

(ア)くん蒸の実施方法、ガスの特性、中毒症状及び緊急事態発生の際の措置(応急手当、医師への連絡等)等危害防止上必要な事項をあらかじめくん蒸場所の所有者及び荷役業者等に十分説明しておくこと。

(イ)投薬時刻、開放時刻及び荷役開始可能時刻の相互間の連絡方法について、あらかじめ家畜防疫官、管理者及び消毒実施者との間で協議すること。

(ウ)くん蒸作業は、家畜防疫官の指示に従い実施すること。

(エ)くん蒸庫の壁、扉に亀裂がある場合は、ガスが漏洩する恐れがあるため事前に点検すること。

(オ)くん蒸場所の近くに家畜防疫官及びくん蒸作業に従事する者以外の者がいないことを確認すること。

(カ)人の出入りする恐れのある箇所には、「くん蒸実施中・立入禁止」及び「火気厳禁」の表示をすること。

(キ)くん蒸器材及び救急器材の点検を行うこと。

イ　くん蒸中

(ア)くん蒸作業に従事する者は、必ず防毒マスクを着用し、投薬前後の人数を確認すること。

(イ)投薬は、ガス漏れの有無を綿密に点検すること。ガス漏れを認めた場合は、速やかに防止

措置を確実に講ずること。

ウ　ガス開放時

(ア)周囲にＥＯガスが排出されることをくん蒸場所の管理者に知らせるとともに、許容濃度以上のガスが拡散される可能性のある範囲については立入りを禁止し、その旨を表示すること。

(イ)周囲の作業状況を考慮し、安全を確認して開放すること。

(ウ)開放実施者は、必ず防毒マスクを着用すること。

エ　開放後

(ア)ガス濃度が許容濃度以下になったことを確認した後、荷役作業を行わせること。

(イ)「くん蒸実施中・立入禁止」及び「火気厳禁」の表示は、開放後安全が確認され次第、必ず撤去すること。

10 事故時の対策

万一、中毒及び薬傷等の事故が発生した場合には、以下の遵守事項を完全に実施すること。なお、当該遵守事項についての責任者は、消毒実施者とする。

(1) 直ちに前記３の(3)に規定する連携医療機関等と連絡を取り、適切な処置を受けさせること。

(2) 事故の内容を動物検疫所長（支所長及び出張所長を含む。以下同じ。）に通報するとともに早急に当該事故の原因について調査し、その結果を動物検疫所長に報告すること。

(3) 事故の再発を防止するため、再発防止措置及びその実施状況について動物検疫所長に報告すること。